

大声を出している場合

<改正前>

注意・警告

- ① 注意を促します。
例：「これ以上大きな声を出されますと、退去していただくことになりますので、静かにお願いします。」
- ② 2～3回程度間合いをおいて繰り返す。
- ③ さらに退去を促します。
例：「これ以上話し合うことはできません。お引き取りください。」
- ④ 2～3回程度間合いをおいて警告繰り返す。

注意と警告が相手方にとってあいまい

職員に強制力がないため、相手方が居座り続ける可能性あり

退去命令

- ⑤ 相手方が退去しようとししない場合、退去命令書を手渡しして庁舎からの退去を命じます。

退去命令後に、不法行為がある可能性があるがその対策が講じられていない

警察への通報

- ⑥ 退去命令に従わない相手に対して最終警告を発します。
例：「これ以上要請しても退去しないのであれば警察に通報します。」
- ⑦ 警察へ通報し、警察に対応を委ねてください。

<改正後>

注意

- ① 注意を促します。
例：「これ以上大きな声を出されますと、退去していただくことになりますので、静かにお願いします。」
「これ以上話し合うことはできません。お引き取りください。」
- ② 2～3回程度間合いをおいて繰り返す。

警告

警察へ通報する旨を伝えること

- ③ 次の警告で退去を促します。
例：「退去しないのであれば警察に通報します。」
- ④ 2～3回程度間合いをおいて警告繰り返す。

警察への通報

- ⑤ 警告後も相手方が退去しない場合は、警察に通報してください。

警察官の立会いの下に退去命令を発することが効果的かつ効率的

退去命令

- ⑥ 警察官と合流した時点で、退去命令を発するかどうかの判断を行う。コンプライアンス条に基づき、警察官の立ち会いを得て退去命令を発する。
- ⑦ 退去命令を発したあとは、警察に対応を委ねてください。